

小学校における教科間連携と学習指導法 —小学校学習指導要領（試案）昭和 26 年改訂版より音楽科及び 図画工作科の連携—

Interdisciplinary Cooperation and Methods of Learning and Teaching in Elementary Schools.
— Cooperation between Music and Arts and Crafts from the Courses of Study in Elementary
Schools (Draft) , 1951 Revised Edition. —

木許 隆 KIMOTO Takashi 齋藤 正人 SAITO Masato

はじめに

現行の「小学校学習指導要領」¹⁾は、昭和 22 年、文部省から発行された「学習指導要領一般編（試案）」²⁾をもとに、何度かの改訂を経て成立している。特に、「学習指導要領音楽編（試案）」³⁾では、「芸術としての音楽の本質」という項目の中で、「音楽は、音を素材とした時間的芸術である」と規定している。そして、「音楽の特異性」という項目の中で、児童が「音楽の流動性」、「音楽の瞬間性」を理解し、表現したり鑑賞したりするよう記載されている。また、「学習指導要領図画工作編（試案）」⁴⁾では、「発表力の養成」という項目の中で、「文化は、先人の創意工夫や経験を受け継ぎ、そこに自らの工夫を加え、次の時代へ伝える」という基本的な考え方を示している。さらに、児童の「技術力の基成」や「芸術心の啓培」を目指していることが記載されている。

時を経て昭和 26 年、それらは、「小学校学習指導要領音楽編（試案）」⁵⁾、「小学校学習指導要領図画工作編（試案）」⁶⁾として改訂されている。この改訂で注目すべき点は、「小学校学習指導要領音楽編（試案）」の中に、「第 V 章 他教科との関連ならびに教科外の諸活動および学校外の生活との関連」の記載が追加されたことである。それまでは、児童の発達をふまえ、各教科における学習指導の目的や目標、考えられる課題などを示すのみであった。しかし、現行の「小学校学習指導要領」のように、教科間の連携や横断的な学びを示唆しているのではないかと、筆者らは考えている。

本研究を始めるにあたり、様々な先行研究となるものを目にした。その中でも、菅 (1988) は、戦後の占領下における学習指導要領の作成過程における音楽教育の改革を考察していた⁷⁾。また、松永 (2014) は、音楽科の「表現分野」において、飛騨地方で行われた「ふしづくり一本道」の成立と学習指導要領との関係性を考察していた⁸⁾。さらに、古山 (2019) は、昭和 22 年、「学習指導要領」が作成され、今日までに音楽科の「鑑賞分野」がいかに扱われ、学習内容を確認したのかを明らかにしていた⁹⁾。しかし、音楽科と他教科の関連を理解し、教科間の横断的な学びへつながる考察を行なっているものは稀である。

本稿では、昭和26年、文部省が改訂・発行した「小学校学習指導要領音楽編（試案）」において、音楽科と他教科の関連を理解し、特に、図画工作科との関連をふまえた授業内容について考察することとする。

I 研究目的と方法

本研究の前段階として、木許（2023）は、小学校学習指導要領音楽科編の変遷を理解することを目的とし、昭和22年、文部省が発行した「学習指導要領音楽科（試案）」の調査研究を行なった¹⁰⁾。本研究では、昭和26年、改訂・発行された「小学校学習指導要領音楽編（試案）」の調査研究を行ない、その中にある「第V章 他教科との関連ならびに教科外の諸活動および学校外の生活との関連」の内容を理解することを目的とする。また、音楽と図画工作との関連性を見極め、展開され则认为る授業内容について考察したいと考えている。

II 研究内容

昭和26年、文部省から発行された「小学校学習指導要領音楽編（試案）」、「第V章 他教科との関連ならびに教科外の諸活動および学校外の生活との関連」より「I 他教科との関連」の冒頭には、小学校において様々な教科を関連づける教育計画を立て実践することが大切であると記載されている。そして、音楽は、社会や体育など他教科と深く関連を持たせ、その学習活動を高めることになるや、他教科との横断的な学習により、児童への様々な経験を促すものになるのではないかと記載されている。

1 体育との関連には、児童の周囲に存在する様々なリズムを紹介しながら、音楽と身体の動きの関係性が記載されている。そして、身体の動きと意識的に引き出すためのリズム教育が不可欠であると記載されている。また、リズムに特化した運動を行うことによって、リズム感覚を敏感にしていくとも記載されている。

ここで考えられているリズムあそびやリズム運動は、児童が取り組むことによって、身体的かつ感覚的に学習していくものと捉えている。そして、リズムあそびは、音楽の創造的表現と関連させながら、自由な身体的表現へ繋ぐことが大切であると記載されている。また、リズム運動は、身体的能力を自然に高めることを目標とし、強制することはしないものの、児童が周りとの協力や秩序を学習することへ繋がるものであると記載されている。

2 社会科との関連には、音楽の独自性を失うことなく、児童の生活へ寄与しなければならないと記載されている。そして、1) 児童の生活経験と音楽では、音楽が児童の生活を豊かにする一端を担い、教養となることが記載されている。2) 社会施設と音楽では、公共施設などを活用することによって、音楽の学習成果をあげると記載されている。3) 社会科の単元学習と音楽では、単元「家庭（第1学年）」、「郷土の生活（第3学年）」、「われわれの生活と外国との関係（第6学年）」を例として挙げ、学習の円滑化を進めることが記載され

ている。

3 国語との関連には、1) 韻文と音楽の関わりとして、自然な発声や発音、言葉のアクセントや抑揚が大切であると記載されている。また、2) 歌詞では、詩の鑑賞と旋律の捉え方、3) 題目では、音楽の内容を理解することが記載されている。4) 児童劇・歌唱劇と音楽では、劇と音楽を融合させ、効果的な台詞の言い回しやテンポ、間について考えることが大切であると記載されている。5) 音楽と作文では、音楽から連想されることや児童の気持ちを書き表す作業について記載されている。

4 理科、算数との関連には、1) 理科と音楽の関わりとして、児童と音の感覚的な経験と、その理論的な説明が大切であると記載されている。そして、音の振動を感じ、身近なものをを用いた楽器へ発展させ、その音色や構造について理解することが大切であると記載されている。また、2) 算数と音楽の関わりとして、数的な観念を用いて速度、音価、音程、和声の感覚を身につけることが大切であると記載されている。

5 図画工作との関連には、1) 絵と音楽の関わりとして、様々な音楽を鑑賞する上で、言葉で説明するだけでなく、その音楽の気分や雰囲気味わうために絵画を利用することが大切であると記載されている。また、音楽を鑑賞し、その内容を描くことや、劇的な効果をも高めることも大切であると記載されている。さらに、3) 製作と音楽の関わりとして、木片による楽器、竹笛、糸の楽器、太鼓などを製作することも大切であると記載されている。

「Ⅱ 教科外の諸活動および学校外の生活との関連」には、音楽と特別活動や学校外の生活の関わりが記載されている。

1 学校の諸行事には、集合や体操、児童の歌唱など、日常生活に音楽を取り入れることを推奨し、学芸会や音楽会には、日頃の成果を発表したり鑑賞したりすることが大切であると記載されている。また、運動会には、音楽によって運動会の雰囲気をつくったり、美しい遊戯や秩序ある行進をしたりすることができるように記載されている。さらに、学校の儀式においても音楽は不可欠であると記載されている。

2 クラブ活動には、合唱や合奏の音楽系クラブが推奨され、音楽を鑑賞する力や理解する力を向上させるために、校内放送の設備を用い、変化に富んだ放送プログラムを推奨している。

3 家庭・地域社会での生活には、児童の学校生活以外でも音楽活動を推奨し、ラジオによる音楽の鑑賞や聴取も大切であると記載されている。

4 その他には、書籍などからも音楽への興味・関心を深め、音楽に対する知識を高めるようにしたいと記載されている。

Ⅲ 研究結果

昭和26年、文部省から発行された「小学校学習指導要領音楽編(試案)」、「第Ⅴ章 他教

科との関連ならびに教科外の諸活動および学校外の生活との関連」より「Ⅰ 他教科との関連」には、小学校において様々な教科を関連づける教育計画を立て実践することが大切であると記載されていた。そして、音楽は、他教科と深く関連を持たせ、その教科の学習活動を高めることを目指したり、他教科との横断的な学習により、児童への様々な経験を促すものとなったりするのではないかと期待される教科として捉えられていることが分かった。

1 体育との関連には、音楽と身体やリズムの関係性が記載されていた。そして、身体の動きとそれを意識的に引き出すためのリズム教育が必要であると記載されていた。また、児童がリズム運動などに取り組み、音楽の創造的表現と関連させながら、自由な身体的表現へ繋ぐことが大切であると記載されていた。

2 社会科との関連には、音楽の独自性を失うことなく、教養へ発展させる児童の生活経験と音楽性、公共施設などを活用した学習成果、社会科の学習例が記載されていた。

3 国語との関連には、自然な発声や発音、言葉のアクセントや抑揚、詩の鑑賞と旋律の捉え方、音楽の内容を理解することが記載されていた。そして、劇や作文によって、児童の気持ち表現することへ発展させることが記載されていた。

4-1) 理科との関連には、児童と音の感覚的な経験と理論を結びつけることが大切であると記載されていた。また、2) 算数との関連には、数的な観念をもとに速度、音価、音程、和声の感覚を習得することが大切であると記載されていた。

5 図画工作との関連には、音楽の気分や雰囲気味わうために絵画を利用し、その内容を描いたり、劇的な効果を高めたりすることが大切であると記載されていた。また、楽器などを製作することも大切であると記載されていた。

「Ⅱ 教科外の諸活動および学校外の生活との関連」には、音楽と特別活動や学校外の生活の関わりが記載されていた。

1 学校の諸行事には、集合、体操、歌唱などをとおして、日常的に音楽と触れ、発表したり鑑賞したりすることや、その場の雰囲気をつくったり表現することが大切であると記載されていた。

2 クラブ活動には、音楽系クラブが推奨され、音楽の鑑賞力や理解力を向上させるために、校内放送の活用を推奨していた。

3 家庭・地域社会での生活、4 その他には、学校生活以外の音楽活動を推奨し、ラジオによる音楽の鑑賞や聴取、書籍などから興味・関心を引き出すことも大切であると記載されていた。

Ⅳ 考察

研究結果より、昭和26年、文部省より発行された「小学校学習指導要領音楽編（試案）」に、他教科との関連を重視する内容が記載されていることを確認することができた。特に

音楽科は、生活や社会、文化など広範な内容に係わる教科であることから、他教科との関連が具体的に記載されているのではないかと考える。また、音楽科と他教科の連携を積極的に図ることにより、教科間の学習を結びつけ、学習効果を高めることができるのではないかと考える。

音楽科と国語科の関連を例にすると、音楽を鑑賞したことにより感じたことを文章に表すことによって、言語の表現を取り入れた鑑賞の学習効果が期待できると考える。また、音楽科と図画工作科の関連を例にすると、図画工作科で身につけた発想力と表現力によって、歌唱の情景を思い浮かべうたうことの学習効果が期待できると考える。そして、学習内容の連携を図るならば、図画工作科で製作した楽器を活用し、音楽科の合奏に取り入れたり、音楽科で鑑賞した音楽のイメージを、絵に描いて表したりする直接的な関連も考えることができる。

また、この学習指導要領が示す「他教科と関連」を考えるならば、教科間の連携において、児童が何を学び、どのような力を身につけていくのかという学習目標や指導のねらいを明確にする必要があるのではないかと考える。そして、学習した内容の活用方法を考えたり、日常生活における場面設定を想像したりできるようになることが望まれる。そのためにも、小学校の学習内容が児童自身に意味のあることと実感できるようにし、断片的な知識に偏ることなく、物事の考え方の基礎を育むための学習方法を考えなければならない。

V 課題

本研究において、より積極的な連携を目指すならば、次の2点が課題となる。

まず、「他教科と共通の題材を設定すること」である。この場合、指導計画における教科の目標に沿った題材であること、複数の教科で総合的に学べる題材であることを検討しなければならない。そして、共通の題材をそれぞれの教科の観点をもって取り扱うこととなるため、教科の特色を生かしながら、学習内容の重複や欠落の有無について確認しなければならない。

次に、「題材を学習する時期を調整すること」である。この場合、同時期に関連性のある題材を取り扱うことによって生まれる学習効果、先行して学んだ経験を他教科で生かす学習方法を検討しなければならない。このように、他教科と連携した題材の設定や実施は、教科の特色を生かしながら、児童が多角的に物事を捉えるための「見方・考え方」を育むことへつながると考える。

おわりに

本研究では、昭和26年、文部省より発行された「小学校学習指導要領音楽編（試案）」に、他教科との関連を重視する内容が記載されていることに着目し、その内容を確認した。

そして、教科間の関連について考察し、現行の「小学校学習指導要領」に通じる教科間の連携や横断的な学びの方向性を垣間見ることができた。その一方で、教科の系統や学習の流れを検討する必要性が見えてきた。今後、同「小学校学習指導要領音楽編（試案）」にある、学びの連続性に関する記載についても調査が必要であると考え。そして、小学校学習指導要領の変遷をたどる観点から、社会や教育の環境、評価と価値観の変化などに、どのような対応がなされ、改訂したのかを読み取ることにより、学校教育が目指すものを明らかにしていきたい。

文献

- 1) 文部科学省告示第 63 号「小学校学習指導要領」平成 29 年 3 月 31 日, 2017.
- 2) 文部省「学習指導要領一般編（試案）」昭和 22 年度, 1947.
- 3) 文部省「学習指導要領音楽編（試案）」昭和 22 年度, 1947.
- 4) 文部省「学習指導要領図画工作編（試案）」昭和 22 年度, 1947.
- 5) 文部省「学習指導要領音楽編（試案）」昭和 26 年改訂版, 1951.
- 6) 文部省「学習指導要領図画工作編（試案）」昭和 26 年改訂版, 1951.
- 7) 菅 道子「占領下における音楽教育改革 -昭和 26 年度学習指導要領・音楽編の作成過程に関する一考察-」武蔵野音楽大学紀要（20）, pp.39-56, 1988.
- 8) 松永洋介「「ふしづくり一本道」の成立と学習指導要領との関係についての一考察：第 2 次学習指導要領（昭和 26 年）との関連を中心に」学校音楽教育研究 18, pp.202-203, 2014.
- 9) 古山典子「音楽科における鑑賞教育に関する基礎的考察：学習指導要領における「鑑賞」」福山市立大学教育学部研究紀要 7, pp.55-66, 2019.
- 10) 木許 隆「小学校学習指導要領音楽科編の変遷 -昭和 22 年告示「学習指導要領音楽科（試案）」の調査研究-」名古屋芸術大学キャリアセンター紀要 12, pp.79-88, 2023.